

令和7年3月6日

## 教職員への懲戒処分について

独立行政法人国立高等専門学校機構は、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

### 記

1 被処分者 仙台高等専門学校 管理職

2 処分の内容 戒告（令和7年3月5日付）

3 処分理由の概要

被処分者は、令和5年5月から約1年間の間に特段の届出を行わず合計199日の遅刻及び合計8日の早退をし、勤務を怠っていたことから処分を行った。

4 理事長コメント

所属職員を監督する立場にある者が、このような行為を行ったことは、誠に遺憾であり、皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、国立高等専門学校機構としては、服務規律の確保に一層努め、再発防止に取り組むとともに、教育研究活動の一層の向上を図ることにより、信頼回復に努めるよう、指導してまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事長 谷 口 功

(問い合わせ先)

独立行政法人国立高等専門学校機構

本部事務局人事課

電話番号：042-662-3153